

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

○地方自治法第二百五十二条の第三 六第一項の規定により包括外部監 査契約を締結した件	三六	○任意契約の相手方を決定した件二 件	三五
○大規模小売店舗立地法により県が 意見を述べた件	三六	○特定非営利活動法人の設立の認証 の申請があった件	三六
○土地改良区の定款の変更を認可し た件四件	三六	○指定障害福祉サービス事業を廃止 した旨届出があった件	三六
○保安林の指定を解除する予定であ る件	三五	○臨時種畜検査を実施する件	三六
		○一般競争入札を行う件	三六
		○都市計画の変更に係る関係図書の 写しの送付を受けた件	三七
		福 島 県 警 察 本 部	
		○一般競争入札を行う件	三七
		福 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会	
		○いかつり漁業について指示する件	三六

## 告 示

### 福島県告示第三百四十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約(以下「契約」という。)を締結した。この契約に係る包括外部監査人の資格を証する書面等を次のとおり閲覧に供する。

平成十九年五月十五日

一 契約を締結した者の氏名及び住所

佐藤 勝定

宮城県仙台市宮城野区鶴ヶ谷四丁目二十七番地の一

二 契約の期間の始期

福島県知事 佐藤 雄平

平成十九年四月一日

三 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法及び実費の額の合算

四 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

五 包括外部監査人の資格を証する書面等の閲覧方法

一 閲覧に供する書類

二 包括外部監査人の資格を証する書面の写し

三 閲覧の期間

四 平成十九年五月十五日から同年六月十三日まで

五 閲覧の場所

六 福島県総務部人事領域行政経営グループ

(人事領域行政経営グループ)

### 福島県告示第三百四十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年五月十五日から同年六月十五日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び相馬市産業部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年五月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

二 エイトタウン相馬 相馬市黒木字源多田四十四番ほか

三 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

### 福島県告示第三百四十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、阿賀川土地改良区から平成十九年四月三日付けで申請のあった定款の変更について、平成十九年五月七日認可した。

平成十九年五月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村整備領域農村計画グループ)

### 福島県告示第三百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、伊南土地改良区から平成十九年四月二十三日付けで申請のあった定款の変更について、平成十九年五月七日認可した。  
平成十九年五月十五日

福島県知事 佐藤 雄平  
（農村整備領域農村計画グループ）

**福島県告示第三百五十号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、昭和村土地改良区から平成十九年四月十一日付けで申請のあった定款の変更について、平成十九年五月八日認可した。  
平成十九年五月十五日

福島県知事 佐藤 雄平  
（農村整備領域農村計画グループ）

**福島県告示第三百五十一号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、愛谷壇土地改良区から平成十九年三月三十日付けで申請のあった定款の変更について、平成十九年五月八日認可した。  
平成十九年五月十五日

福島県知事 佐藤 雄平  
（農村整備領域農村計画グループ）

**福島県告示第三百五十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。  
平成十九年五月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 解除予定保安林の所在場所  
南相馬市原町区下江井字川内の一の二、五三、五四、字昼谷地一五の二、四八の二、六〇の二、一七三の三
- 二 保安林として指定された目的  
風害の防備
- 三 解除の理由  
土地改良事業用地とするため

（森林林業領域治山対策グループ）

**公 告**

**公告第269号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるうつくしま世界樹保守運用管理業務委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。  
平成19年5月15日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 一式
- 2 うつくしま世界樹保守運用管理業務委託 一式
- 3 契約に関する事務を担当するグループの名称及び所在地  
福島県企画調整部情報統計領域電子社会推進グループ
- 4 福島県福島市杉妻町2番16号
- 5 随意契約の相手方を決定した日  
平成19年4月1日
- 6 随意契約の相手方の氏名及び住所  
東日本電信電話株式会社福島支店 福島県福島市山下町5番10号
- 7 随意契約に係る契約金額  
273,000,000円
- 8 随意契約とすることとした理由  
特例政令第10条第1項第2号該当

（情報統計領域電子社会推進グループ）

**公告第270号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるうつくしま世界樹ハウジングサービス委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。  
平成19年5月15日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
うつくしま世界樹ハウジングサービス委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当するグループの名称及び所在地  
福島県企画調整部情報統計領域電子社会推進グループ  
福島県福島市杉妻町2番16号

- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成19年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
東日本電信電話株式会社福島支店 福島県福島市山下町5番10号
- 5 随意契約に係る契約金額  
46,830,000円
- 6 随意契約とすることとした理由  
特例政令第10条第1項第2号該当

(情報統計領域電子社会推進グループ)

公告第二百七十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成十九年五月十五日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日  
平成十九年五月一日
- 二 名称  
特定非営利活動法人福島早期バイリンガル教育普及協会
- 三 代表者の氏名  
橋本 多美子
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県田村郡三春町大字平沢字東三百三十三番地二
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、学齢期の前から多言語を学習する生活教育事業を行うとともに、早期バイリンガル教育の研究並びに普及に寄与することを目的とする。

(文化領域県民文化グループ)

公告第二百七十二号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から、次に掲げる障害福祉サービスを廃止した旨届出があった。

平成十九年五月十五日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
--------	---------	--------	----------------	-------	---------	-------------

特定非営利活動法人 サポー トセン ターに つこり ハウス	郡山市昭和 一―九―一	特定非営利活動法人 サポー トセン ターに つこり ハウス	郡山市昭和 一―九―一	平成一九年 三月二一日	居宅介護 重度訪問 介護 行動援護	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者
----------------------------------	-------------	----------------------------------	-------------	-------------	-------------------	-----------------------

(自立支援領域障がい者支援グループ)

公告第二百七十三号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施する。

平成十九年五月十五日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 検査対象種畜  
疾病その他やむを得ない事由によって独立行政法人家畜改良センターが平成十九年度に行った定期種畜検査を受けることができなかった牛、馬及び豚の雄であつて、種付け又は家畜人工授精の用に供する精液の採取の用に供し、又は供しようとするものに限る。ただし、豚にあつては、家畜人工授精の用に供する精液の採取の用に供し、又は供しようとするものに限る。
- 二 検査の期日及び場所  
平成十九年六月四日から平成二十年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する期日及び場所とする。

(生産流通領域畜産振興グループ)

公告第二百七十四号

電子納品保管管理システムに係る維持管理及び運用業務の一部委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第六十七條の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。)第二百四十六條第一項の規定により公告する。

平成十九年五月十五日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 入札に付する事項
  - 1 件名及び数量 電子納品保管管理システムに係る維持管理及び運用業務の一部委託 一式
- 2 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

- 3 履行期間 平成十九年六月一日から平成二十年三月三十一日まで
- 4 履行場所 福島県土木部企画技術領域土木企画グループ（福島県福島市杉妻町二番十六号）

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- 1 施行令第六十七条の四に該当しない者であること。
- 2 電子納品及び電子納品保管管理システムに精通し、システムの開発又は維持管理を行った実績がある者であること。
- 3 財団法人日本建設情報総合センターが認定するCALS/ECエキスパート（RCE）に登録した者を主任の担当者に配置できる者であること。
- 4 財団法人日本建設情報総合センターが認定するCALS/ECインストラクター（RCI）に登録した者を担当者に配置できる者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の2から4までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札者に必要な資格の確認の申請をすること。

なお、提出期間内に当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合がある。

- 1 提出期間 平成十九年五月十五日（火）から同月十八日（金）までの午前九時から午後五時まで
- 2 提出場所 郵便番号九六〇―八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号  
福島県土木部土木総務領域総務予算グループ  
電話〇二四―五二一―七四五四
- 3 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、平成十九年五月十八日（金）午後五時まで必着とする。

四 契約条項等を示す場所等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の閲覧場所及び問い合わせ先 福島県土木部土木総務領域総務予算グループ（福島県福島市杉妻町二番十六号）
- 2 入札及び開札の日時 平成十九年五月三十日（水）午後一時三十分
- 3 入札及び開札の場所 福島県土木部入札室（福島県福島市杉妻町二番十六号）
- 4 その他 郵便による入札は、不可とする。

五 入札保証金及び契約保証金

- 1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項第一号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 その他

- 1 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 3 契約書作成の要否 要
- 4 その他 詳細は、入札説明書による。

（土木総務領域総務予算グループ）

公告第二百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、会津若松市から会津都市計画公園の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成十九年五月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市領域都市計画グループ及び福島県会津若松建設事務所企画調査グループ  
（土木部都市領域都市計画グループ）

福島県警察本部

福島県警察本部公呼第27号

高性能・多機能カメラシステム機器の貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）

第246条第1項の規定により公告する。

平成19年5月15日

福島県警察本部長 久 保 潤 二

- 1 入札に付する事項
  - (1) 借入物品の名称及び数量 高性能・多機能カメラシステム機器 一式（搬入、据付け、調整等を含む。）
  - (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 借入期間 平成19年7月1日から平成24年6月30日まで
  - (4) 納入場所 福島県警察本部刑事部科学捜査研究所（福島県福島市荒井字下芥森50番地）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

  - (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。
  - (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸出した相当期間の実績を有する者であること。
  - (4) 当該物品を借入期間内に確実に貸与できる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
 

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

なお、平成19年5月24日（木）午後5時までに当該申請を行わなかったときは、当該資格が与えられない場合があるので注意すること。

郵便番号9660-8686 福島県福島市杉妻町2番16号  
 福島県警察本部警務部会計課  
 電話024-522-2151
- 4 入札書の提出場所等
  - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所と同じ
  - (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成19年6月1日（金）午後2時 福島県警察本部入札室（福島県福島市杉妻町5番75号）
  - (3) その他 郵便による入札は、不可とする。
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
  - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しな

ければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

#### 6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

#### 7 その他

- (1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

（会 計 課）

## 福島海区漁業調整委員会

### 福島海区漁業調整委員会指示第三号

福島県の地先海面におけるいかつり漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二十六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成十九年五月十五日

福島海区漁業調整委員会

会長 前田幸徳

#### 一 操業の承認

いかつり漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、手釣又は竿釣に使用する総トン数五トン未満の船舶については、この限りとならぬ。

#### 二 承認の対象漁船

いかつり漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数三十二トン未満とする。

#### 三 操業期間

操業期間は、平成十九年六月一日から平成二十年一月三十一日まじとする。

#### 四 制限又は条件

##### 1 操業の禁止区域

次に掲げる海域での操業は、禁止する。

双葉郡富岡町小良ヶ浜灯台から正東の線以北の水深四十五メートル以浅の福島県海域

2 承認証の備付け及び標識の表示  
 操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。

↑10センチメートル↓	↓
福海いかつり 19第 号	↑
	20センチメートル

3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

4 漁獲成績の報告

操業の承認を受けた者は、操業終了後一月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

5 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

6 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成十九年六月一日から平成二十年五月三十一日までとする。